

議 第 20 号

平成29年3月23日提出

熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求め  
る。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立学校施設使用条例施行規則(平成14年教委規則第9号)の一部を次の  
ように改正する。

別表第1 体育館の部小学校の項中「・松尾西小学校・松尾北小学校」を削り、「吉  
松小学校」の次に「・田迎西小学校・力合西小学校・龍田西小学校」を加え、同表体  
育館 運動場の部小学校の項中「・松尾東小学校」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市立学校施設使用  
条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改  
正後の熊本市立学校施設使用条例施行規則の相当規定に基づきなされたものとみな  
す。

(提出理由)

平成29年度より松尾東小学校、松尾西小学校、松尾北小学校は廃校となり、夜  
間開放学校施設として田迎西小学校、力合西小学校、龍田西小学校の体育館を開放  
するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)

第 1 条第 8 号の規定に基づき、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。





運動場			運動場		
武道場			武道場		
テニスコ			テニスコ		
ート			ート		

**附 則**

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市立学校施設使用条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の熊本市立学校施設使用条例施行規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。